

0. はじめに

まず、食品期限と賞味期限を抑えて頂きたい。

期限はアメリカが作ったと言われる。訴訟社会であるアメリカで食品の期限と賞味期限を設けることの要請が生まれてきたと言われる。

消費期限…品質が変化しやすく、保存しにくい食品に付けられる。

賞味期限…品質の変化が比較的緩やかな食品に付けられます。

消費期限は安全の期限であり、期限内に必ず食べる必要がある。

一方で賞味期限はおいしさの期限となる。

1. 食品リサイクル法の最新動向・不適切な転売事案の再発防止

(1) 食品リサイクルの理想像

- ・ 廃棄物の発生量は依然として膨大であること
- ・ 廃棄物の最終処分場の確保が年々困難になっていること
- ・ 不法投棄の増大

などの問題が、年々複雑化している。政府は、このような廃棄物・リサイクル問題の解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することに解決策を求める必要がある。

(2) 食品リサイクルは発生抑制・食品ロス削減の取組みも対象となる。

食品リサイクル法では、①発生を抑制し、②再生利用をし、③熱回収を行う、④原料するが再生利用に取り組む優先順位となる。

(3) 大量の食品廃棄物

- ・ 食品由来の廃棄物は平成 25 年で約 2,797 万トンである。
- ・ リサイクル率は高くとも、事業者から 1,927 万トンある。
- ・ また、家庭では大半がリサイクルされず約 870 万トンもの食品ロスが生じている。

(4) 業種別の再生利等実施率と目標

食品製造業、食品卸業、食品小売業、外食産業等の業種によってリサイクル率が異なる。

ること、加えて、川下になるほど分別が困難という特徴を有している。
川下については広域での食品循環資源の収集運搬も困難となっている現状がある。

(5) リサイクルの優良事例

- ・ 排出事業者
- ・ 不適正処分事業者(暴力団関係等も)
- ・ ブローカー(捨てる場所を提供)

行政は不適正事業者及び排出事業者に対し、原状回復費用を請求される。

リサイクルに関する実際の事例を何点か紹介して頂いている。

- ・ 居酒屋和民グループの取組み事例である。
- ・ 食品リサイクルの環境省の取組み事例等である。

→環境省の食堂では食品の残し等を生ごみ処理機によりリサイクルされている。

→養豚の餌になる等になっている。

(6) その他全国で行われているリサイクルの運動について

○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体により、広く全国で食べきり運動等を推進し持って3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立されている。例えば全国協働キャンペーンの例がある。

家庭での「食材おいしく使い切り」の全国展開を行っている。

- ・ 全国のスーパーに使い切り食材販売(少量、ばら売り等)を要請している。
- ・ 家庭の食材使い切り・水切りチェック行動等を、各自治体で婦人会等の消費団体や住民団体と連携して実施している。

○民間での3010運動

宴会冒頭30分とお開き前は10分は食べる運動等も行われるリサイクル活動もある。

2. 不適正転売事案の再発防止策

事例：平成28年1月、食品製造業者から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案が発覚した。

廃棄物として捨てられているが、消費期限切れのものを購入していた事例である。

①リサイクルする側の意識の問題、②法制度の問題、③排出事業者の責任意識の問題である。

②法制度については、自治体が税の範囲でリサイクルを安く請けるため、民間のリサイクル業者が競合しており価格競争へとになっているという問題がある。

当該事例から防ぐための取組みとして

具体的な取組み事例として①：再生利用業者等との間の信頼関係を構築する必要がある。再生利用事業による飼育料等の製造・販売状況、農産物の生産状況の把握、適正料金に関する議論等がある。

以上